

専決処分の不承認に伴う措置について（専決処分の承認を求めることについて（平成30年度大山町一般会計補正予算(第4号)））

平成30年度大山町一般会計補正予算（第4号）の専決処分及び不承認とその後の措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第4項の規定に基づき、以下のとおり説明し報告いたします。

平成30年8月10日

大山町長 竹口 大紀

1 専決処分の経緯と不承認について

平成30年度大山町一般会計補正予算において、7月1日付けの機構改革に伴う職員人件費を含む予算所属課の変更及び新設された課で必要となる施設備品等の予算措置を緊急に行わなければならないが、平成30年第6回大山町議会定例会が6月20日に閉会したばかりであり、6月末までに議会を招集する時間的余裕がないことから、町長は平成30年7月1日に地方自治法第179条第1項の規定により平成30年度大山町一般会計補正予算（第4号）の専決処分を行いました。

（専決処分に至った理由）

平成30年第6回大山町議会定例会において提案した議案第87号「機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」が議会最終日の平成30年6月20日に可決されたことから、同日職員の人事異動内示を発表した。可決された条例に基づく人事異動であるため議案可決前の内示は不適切であり、議会最終日の補正予算の追加提案は無理であると判断し、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年度大山町一般会計補正予算（第4号）をやむを得ず専決処分をする必要が生じました。

（専決処分の内容）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">◆専決処分の件名：平成30年度大山町一般会計補正予算（第4号）◆専決処分の内容：予算所属課の変更及び新設された課で必要となる経費等 |
|--|

専決処分に伴い地方自治法第179条第3項の規定により、町長は専決処分について次の議会に報告し承認を求めなければならないことから、平成30年7月30日開催の平成30年第7回大山町議会臨時会に承認を求めましたが不承認となりました。

2 専決処分の「不承認」に伴う措置について

地方自治法第 179 条第 4 項の規定により、予算に関する専決処分について承認を求め議案が否決されたときは普通地方公共団体の長は、速やかにその専決処分に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならないとされています。

「必要と認める措置」として、専決処分を行った経緯や専決処分の内容及び専決処分が不承認となったこと等について、町民の皆様にご説明し、この旨を議会にご報告させていただく次第です。なお、今回行います必要な措置の具体的内容としましては、町長が町民に対して公告や本町ホームページ、町報を通じて説明し報告を行うものです。

3 改善に向けた取組み等について

専決処分の行為が生じた背景には、「機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の議会提案が遅くなり施行日までに時間的余裕がなかったことが要因として挙げられます。今後は、早期に条例制定議案を議会に上程するように努めてまいります。

また、議会を招集する時間的余裕がなくても、今回の議会の意向を尊重し臨時会を開催していただくよう要請したいと思います。

4 結びに

最後になりますが、今回の提案議案の不承認について、提案者である町長としてこの結果を大変重く受け止め町民の皆様にご心よりお詫び申し上げます。

今後は、当該責務を踏まえ、適切に対応して参りますので、引き続き町政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。